

声 明 文

(南相馬市小高区集団申立事件における
原子力損害賠償紛争解決センターからの和解案について)

平成 25 年 7 月 19 日

原発被災者弁護団

1 センターからの解決基準提示と方向性

南相馬市小高区集団申立事件について、原子力損害賠償紛争解決センター（以下「センター」という。）は、平成 25 年 6 月 28 日付で 12 件の代表世帯（以下「チャンピオン世帯」という。）に関する具体的な和解案と同申立事件全件に共通する解決基準を示す「連絡書」（以下「連絡書」という。）を提示した（以下、和解案と「連絡書」で示された基準を「本件解決基準」という。）。

本件解決基準が生活費増加分の定額化と疎明資料の大幅な簡略化の方向性を打ち出し、避難に伴う世帯分離等による生活費増加分の損害認定や、特に「家財購入費・被服費・日用品費用」は疎明資料なしに最低賠償額を認めている点について、当弁護団は、被災者の立証の負担軽減し、迅速適正な被害回復を図るという視点から高く評価し、東京電力が本件解決基準の方向性を受諾することを強く求めるものである。

一方、本件解決基準は、当弁護団が強く主張し、本件の中心的な論点であった避難に伴う「小高区の地域コミュニティ喪失の精神的損害」について何ら言及が無いまま認定せず、センターの姿勢はその点において極めて不十分であるだけでなく、現在も仮設住宅等での避難生活を強いられている多くの被災者に対する賠償の観点からも問題があると言わざるを得ない。

以下、本件解決基準に関して当弁護団としての意見を述べる。

2 生活費増加分の定額化・疎明資料の省略・簡略化＝特に「家財購入費・被服費・日用品費用」について

- (1) 本件解決基準は、チャンピオン世帯における具体的疎明から生活費増加分の定額化を導き出し、疎明方法についても「申立人の疎明資料収集の難易並びに本件チャンピオン事件及びこれまでの当センターの和解事例等から読み取れる大部分の被災者に共通するであろう損害額を考慮し、一定額までは客観的な疎明資料の提出を求めている」という方向性を打ち出している（連絡書・第1）。

この方向性および姿勢は、センターが本件事故による多数の被災者について迅速・適正に大量の被害回復を行うという機能を求められていることからすれば、定額化された損害額の相当性はひとまず置くとしても、評価できるものである。

- (2) 特に、生活費増加分のうち、「家財購入費・被服費・日用品費用」については、「個別の家財購入費等の疎明の如何にかかわらず」「同居していた家族ごとに」同居人数の区分に応じて最低賠償額を定め（1人60万円、2人90万円、3人100万円、4人以上は10万円に3人を超える人数の数に乗じて得た額を100万円に加えた額）、世帯分離が生じたときは新たに生じた分離世帯ごとに10万円を加算するほか、最低賠償額以上についても個別の主張・疎明を認めるというものであり（連絡書・第2・3）、避難生活の実態を十分把握したうえで、被災者の立証の困難性に十分に配慮した基準として高く評価されるものである。

このような定額化及び疎明の簡略化がなされなければ、被災者は実際に被害を受けているにも拘わらず疎明の困難性から請求を断念し、極めて多くの被害が救済されないまま放置されることになることは明らかであり、本件解決基準のような明確な基準によって初めて真の被害回復が実現されるのである。

- (3) この点、東京電力は本年7月5日に早くも「和解案に対する意見書」を提示し、「家財購入費・被服費・日用品費用」は実額賠償を主張しているが、本件

解決基準は上記のとおり被害実態を踏まえたうえで定額化しているのであって、迅速適正な大量の被害回復などの視点からすれば本件解決基準が合理的なことは明らかである。

そして、何よりも東京電力は、平成 23 年 10 月 28 日付けの緊急特別事業計画において、「被害者の方々の立場に立ち、紛争処理の迅速化に積極的に貢献するため、紛争審査会において提示される和解案については、東電として、これを尊重することとする。」と表明して自らが和解案を尊重することを約束し、その後も繰り返し和解案尊重の約束を表明している。

したがって、当弁護団は、東京電力に対して、本件解決基準の方向性の応諾を強く求めるものである。

3 小高区の地域コミュニティ喪失損害について

- (1) 一方、前記のとおり本件解決基準では、当弁護団が強く求めていた、避難に伴う「小高区の地域コミュニティ喪失による精神的損害」について認めず、その理由についても何ら言及がなされていない。

当弁護団としては、この点に関する本件解決基準は全く承服しかねるものである。

- (2) 警戒区域に指定された小高区の住民は、本件事故によって自宅から仮設住宅等へ長期避難を強いられたことにより、それまでの平穏な日常生活とその基盤となっていた地域コミュニティを喪失・破壊され、警戒区域解除後も従前のコミュニティを取り戻すことができない状態に置かれている。これはコミュニティ生活者の多様な無形の精神的、財産的・経済的、社会的、文化的利益を侵害するコミュニティ生活享受権の侵害というべきものであり、避難生活における日常生活阻害慰謝料とは別個独立の被害である。

そして、当弁護団は、本件においてこの点について最も重点的に主張立証を重ねてきた。センターにおける審理においても、この点が中心的な争点となり、平成 25 年 5 月 30 日に実施された現地における口頭審理期日では上記争点に関

する「総論」の審理として、特に1時間が割り当てられ、チャンピオン世帯のうちの南相馬市小高区区長らから小高区の歴史、地域コミュニティとしての機能、事故前の生活状況、さらには避難者の心情などが聴取された。また、同日には仲介委員らが現地視察として、長期間放置されて傷んだ区長宅の実情を現認され、更に小高区市街地等の現状も事実上視察したのである。

- (3) 上記のような住民のコミュニティ喪失の状況や本件における審理経緯からすれば、本件解決基準において同損害が採り上げられなければならないことは明らかであり、現在も仮設住宅等での避難生活を強いられている多くの被災者に対する賠償の観点からも、センターとして、この問題に関する解決策を示すべきものであった。

それにもかかわらず、センターは、「小高区の地域コミュニティ喪失の精神的損害」について何ら言及が無いまま認定しなかった。この意味において、本件解決基準は、被災者の被害の実態を踏まえない不十分なものと言わざるを得ない。

当弁護団は、センターに対し、「小高区の地域コミュニティ喪失による精神的損害」について書面による回答を求め、平成25年7月11日付けで要請書を提出した。しかし、センターは、口頭で、「センターは被害者救済のために簡易迅速を旨としており、文書としない」と回答したのみで、書面による回答を拒否した。このようなセンターの対応は、申立人らに対して極めて不誠実なものであるといえる。

- (4) よって、当弁護団は、センターに対し、「小高区の地域コミュニティ喪失の精神的損害」について、早期に書面で認定すべきことを改めて求めるものである。

以 上